

添付法令資料 4 :

商業銀行の株式保有に関する 2016 年 12 月 7 日付  
インドネシア共和国金融サービス庁規則 No.56/POJK.03/2016 (目次)  
同月 9 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条)
第 2 章	株式保有の上限 (第 2 条ないし第 9 条)
第 3 章	株式保有の上限の適用に係る義務 (第 10 条ないし第 16 条)
第 4 章	保有上限の遵守義務に係る措置 (第 17 条及び第 18 条)
第 5 章	雑則 (第 19 条及び第 20 条)
第 6 章	制裁 (第 21 条)
第 7 章	経過規定 (第 22 条)
第 8 章	終則 (第 23 条及び第 24 条)

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所